

徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻学生の他研究科の授業科目履修に関する実施細則

令和4年4月1日
大学院創成科学研究科創成科学専攻長制定

(趣旨)

第1条 この細則は、徳島大学大学院創成科学研究科規則第6条第3項の規定に基づき、創成科学研究科創成科学専攻の学生が本学大学院の他研究科の授業科目を履修する際に必要な事項を定めるものとする。

(履修の願出)

第2条 他研究科の授業科目を履修しようとする者は、所属する学位プログラムの教務委員、指導教員及び受講希望科目の授業担当教員の承認を得て、学年暦に定める前期又は後期の授業開始日以後1週間以内に別紙様式を常三島事務部各事務課学務係に提出しなければならない。

(履修の承認及び許可)

第3条 前条に規定する願い出のあった授業科目については、教務委員会においてその必要性を考慮の上、履修を承認するものとする。

2 前項の委員会において、履修を承認された者については、創成科学専攻長が当該授業科目を開設している研究科長と協議の上、履修を許可するものとする。

(履修の中断)

第4条 前条により履修の許可を得た授業科目については、正当な理由がなければ履修を中断することはできない。

(単位の認定)

第5条 この細則により修得した単位は、自由科目の単位として認定する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式

教務委員	
指導教員	

他研究科授業科目履修願

(和暦) 年 月 日

徳島大学大学院創成科学研究科創成科学専攻長 殿

大学院創成科学研究科創成科学専攻

_____ 学位プログラム

第 _____ 年次

署名 _____

学生番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

徳島大学大学院創成科学研究科規則第6条第3項の規定に基づき、他研究科で開設する下記の授業科目を受講したいので願います。

記

研究科名	授業科目名	前期・後期の別	単位数	授業担当教員氏名

上記授業科目を履修する必要性
